

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2024年6月6日提出 |
| 【計算期間】 | 第15期中(自 2023年9月12日至 2024年3月11日) |
| 【ファンド名】 | 大和住銀 中国株式ファンド 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ） |
| 【発行者名】 | 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 猿田 隆 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 竹本 政司 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6205-0265 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

| | | |
|------|-------------------------|-------|
| 第7期 | 2015年 9月11日～2016年 9月12日 | 800 |
| 第8期 | 2016年 9月13日～2017年 9月11日 | 1,200 |
| 第9期 | 2017年 9月12日～2018年 9月10日 | 0 |
| 第10期 | 2018年 9月11日～2019年 9月10日 | 50 |
| 第11期 | 2019年 9月11日～2020年 9月10日 | 550 |
| 第12期 | 2020年 9月11日～2021年 9月10日 | 450 |
| 第13期 | 2021年 9月11日～2022年 9月12日 | 0 |
| 第14期 | 2022年 9月13日～2023年 9月11日 | 0 |

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金（円） |
|------|-------------------------|--------------|
| 第5期 | 2013年 9月11日～2014年 9月10日 | 0 |
| 第6期 | 2014年 9月11日～2015年 9月10日 | 0 |
| 第7期 | 2015年 9月11日～2016年 9月12日 | 0 |
| 第8期 | 2016年 9月13日～2017年 9月11日 | 0 |
| 第9期 | 2017年 9月12日～2018年 9月10日 | 0 |
| 第10期 | 2018年 9月11日～2019年 9月10日 | 0 |
| 第11期 | 2019年 9月11日～2020年 9月10日 | 0 |
| 第12期 | 2020年 9月11日～2021年 9月10日 | 0 |
| 第13期 | 2021年 9月11日～2022年 9月12日 | 0 |
| 第14期 | 2022年 9月13日～2023年 9月11日 | 0 |

【収益率の推移】

大和住銀 中国株式ファンド

| | 収益率（％） |
|-----------|--------|
| 第5期 | 20.6 |
| 第6期 | 20.3 |
| 第7期 | 9.9 |
| 第8期 | 23.0 |
| 第9期 | 9.2 |
| 第10期 | 3.3 |
| 第11期 | 22.1 |
| 第12期 | 16.0 |
| 第13期 | 10.7 |
| 第14期 | 13.2 |
| 第15期（中間期） | 5.2 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

| | 収益率（％） |
|--|--------|
| | |

| | |
|-----------|-----|
| 第5期 | 0.0 |
| 第6期 | 0.0 |
| 第7期 | 0.0 |
| 第8期 | 0.1 |
| 第9期 | 0.1 |
| 第10期 | 0.0 |
| 第11期 | 0.1 |
| 第12期 | 0.1 |
| 第13期 | 0.0 |
| 第14期 | 0.0 |
| 第15期（中間期） | 0.0 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

（参考）

（1）投資状況

中国A株マザーファンド

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 （円） | 投資比率 （％） |
|---------------------|---------|-------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | 香港 | 239,235 | 0.05 |
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 485,273,030 | 98.57 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 6,778,702 | 1.38 |
| 合計（純資産総額） | | 492,290,967 | 100.00 |

大和住銀 中国株マザーファンド

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 （円） | 投資比率 （％） |
|---------------------|---------|-------------|-------------|
| 株式 | ケイマン諸島 | 436,998,643 | 52.21 |
| | 中国 | 159,291,299 | 19.03 |
| | 台湾 | 66,585,620 | 7.96 |
| | 香港 | 60,032,327 | 7.17 |
| | ルクセンブルグ | 16,830,441 | 2.01 |
| | アメリカ | 16,689,646 | 1.99 |
| | シンガポール | 15,277,246 | 1.83 |
| | バミューダ | - | 0.00 |
| | 小計 | 771,705,222 | 92.20 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 65,264,336 | 7.80 |
| 合計（純資産総額） | | 836,969,558 | 100.00 |

その他以下の取引を行っております。

| 種類 | 買建/ 売建 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率 （％） |
|--------|-----------|------|-----------|-------------|
| 為替予約取引 | 買建 | - | 3,521,063 | 0.42 |
| 為替予約取引 | 売建 | - | 3,518,982 | 0.42 |

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2024年3月29日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|---------------|-------------|
| 特殊債券 | 日本 | 1,423,558,879 | 40.13 |
| 社債券 | 日本 | 1,102,391,000 | 31.08 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 1,021,320,097 | 28.79 |
| 合計(純資産総額) | | 3,547,269,976 | 100.00 |

2【設定及び解約の実績】

大和住銀 中国株式ファンド

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|---------------|---------------|
| 第5期 | 1,828,818,121 | 4,252,849,817 |
| 第6期 | 2,783,729,326 | 3,603,750,825 |
| 第7期 | 1,720,962,399 | 2,879,467,747 |
| 第8期 | 2,222,283,670 | 2,772,498,385 |
| 第9期 | 2,422,134,943 | 2,048,379,859 |
| 第10期 | 1,766,688,143 | 1,736,395,860 |
| 第11期 | 611,542,166 | 2,000,843,102 |
| 第12期 | 79,940,141 | 500,618,704 |
| 第13期 | 98,802,459 | 306,671,584 |
| 第14期 | 186,947,109 | 348,294,392 |
| 第15期(中間期) | 2,918,475 | 165,852,505 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-----------|---------------|---------------|
| 第5期 | 1,776,935,396 | 1,693,854,353 |
| 第6期 | 2,978,572,426 | 2,632,190,434 |
| 第7期 | 2,020,142,915 | 1,674,733,664 |
| 第8期 | 1,688,394,501 | 2,329,907,815 |
| 第9期 | 1,441,981,418 | 1,433,377,773 |
| 第10期 | 656,166,013 | 799,465,706 |
| 第11期 | 569,093,437 | 559,038,323 |
| 第12期 | 118,316,387 | 155,072,744 |
| 第13期 | 11,508,126 | 43,933,447 |
| 第14期 | 64,609,146 | 66,813,281 |
| 第15期(中間期) | 679,140 | 652,145 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間(2023年9月12日から2024年3月11日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【大和住銀 中国株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第14期 (2023年 9月11日現在) | 第15期中間計算期間 (2024年 3月11日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 138,384 | 517,895 |
| コール・ローン | 5,858,240 | 20,913,085 |
| 親投資信託受益証券 | 1,556,121,975 | 1,310,017,990 |
| 未収入金 | 59,640,277 | 1,992,055 |
| 流動資産合計 | 1,621,758,876 | 1,333,441,025 |
| 資産合計 | 1,621,758,876 | 1,333,441,025 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 39,641,445 | 1,993,037 |
| 未払受託者報酬 | 462,319 | 385,359 |
| 未払委託者報酬 | 13,870,803 | 11,561,967 |
| その他未払費用 | 230,967 | 92,406 |
| 流動負債合計 | 54,205,534 | 14,032,769 |
| 負債合計 | 54,205,534 | 14,032,769 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,454,742,031 | 1,291,808,001 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 112,811,311 | 27,600,255 |
| （分配準備積立金） | 290,398,472 | 257,312,760 |
| 元本等合計 | 1,567,553,342 | 1,319,408,256 |
| 純資産合計 | 1,567,553,342 | 1,319,408,256 |
| 負債純資産合計 | 1,621,758,876 | 1,333,441,025 |

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日 | 第15期中間計算期間 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 21 | 39 |
| 有価証券売買等損益 | 209,372,358 | 66,479,422 |
| 営業収益合計 | 209,372,337 | 66,479,383 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 1,337 | 1,372 |
| 受託者報酬 | 500,596 | 385,359 |
| 委託者報酬 | 15,019,279 | 11,561,967 |
| その他費用 | 120,084 | 92,442 |
| 営業費用合計 | 15,641,296 | 12,041,140 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 225,013,633 | 78,520,523 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 225,013,633 | 78,520,523 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 225,013,633 | 78,520,523 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 10,389,672 | 6,089,218 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 389,012,345 | 112,811,311 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 27,771,206 | 76,882 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 27,771,206 | 76,882 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 42,259,824 | 12,856,633 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 42,259,824 | 12,856,633 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 159,899,766 | 27,600,255 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 第15期中間計算期間 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日 |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |
| 2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | 中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2023年9月12日から2024年3月11日までとなっております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | 第14期 (2023年9月11日現在) | 第15期中間計算期間 (2024年3月11日現在) |
|-------------------------|---|---|
| 1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数 | 1,454,742,031口 | 1,291,808,001口 |
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.0775円 (1万口当たりの純資産額10,775円) | 1口当たり純資産額 1.0214円 (1万口当たりの純資産額10,214円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項 目 | 第14期中間計算期間 自 2022年9月13日 至 2023年3月12日 | 第15期中間計算期間 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日 |
|-------|---|---|
| 委託者報酬 | 委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 2,369,903円 | 委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,762,897円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項 目 | 第15期中間計算期間 (2024年3月11日現在) |
|----------------------|--|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p> |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項 目 | 第14期 (2023年9月11日現在) | 第15期中間計算期間 (2024年3月11日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| 期首元本額 | 1,616,089,314円 | 1,454,742,031円 |
| 期中追加設定元本額 | 186,947,109円 | 2,918,475円 |
| 期中一部解約元本額 | 348,294,392円 | 165,852,505円 |

【大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | 第14期 (2023年 9月11日現在) | 第15期中間計算期間 (2024年 3月11日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1,028 | 1,077 |
| コール・ローン | 43,530 | 43,482 |
| 親投資信託受益証券 | 23,354,952 | 23,381,886 |
| 未収入金 | 1,908 | 997 |
| 流動資産合計 | 23,401,418 | 23,427,442 |
| 資産合計 | 23,401,418 | 23,427,442 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 997 |
| その他未払費用 | 1,907 | 728 |
| 流動負債合計 | 1,907 | 1,725 |
| 負債合計 | 1,907 | 1,725 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 23,447,497 | 23,474,492 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 47,986 | 48,775 |
| (分配準備積立金) | 191,356 | 186,154 |
| 元本等合計 | 23,399,511 | 23,425,717 |
| 純資産合計 | 23,399,511 | 23,425,717 |
| 負債純資産合計 | 23,401,418 | 23,427,442 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

| | 第14期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日 | 第15期中間計算期間 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 7,344 | 15 |
| 営業収益合計 | 7,344 | 15 |
| 営業費用 | | |
| その他費用 | 1,175 | 728 |
| 営業費用合計 | 1,175 | 728 |
| 営業利益又は営業損失() | 8,519 | 743 |
| 経常利益又は経常損失() | 8,519 | 743 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 8,519 | 743 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 6,088 | 99 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 40,398 | 47,986 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 120,166 | 1,345 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 120,166 | 1,345 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 122,304 | 1,292 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 122,304 | 1,292 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 44,967 | 48,775 |

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項 目 | 第15期中間計算期間 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日 |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |
| 2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | 中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2023年9月12日から2024年3月11日までとなっております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 項 目 | 第14期 (2023年9月11日現在) | 第15期中間計算期間 (2024年3月11日現在) |
|--------------------------------------|--|--|
| 1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数 | 23,447,497口 | 23,474,492口 |
| 2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 47,986円 | 元本の欠損 48,775円 |
| 3. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 0.9980円 (1万口当たりの純資産額9,980円) | 1口当たり純資産額 0.9979円 (1万口当たりの純資産額9,979円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 項 目 | 第15期中間計算期間 (2024年3月11日現在) |
|----------------------|--|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 |

| | |
|----------------------------|---|
| | (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項 目 | 第14期 (2023年9月11日現在) | 第15期中間計算期間 (2024年3月11日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------------|
| 期首元本額 | 25,651,632円 | 23,447,497円 |
| 期中追加設定元本額 | 64,609,146円 | 679,140円 |
| 期中一部解約元本額 | 66,813,281円 | 652,145円 |

(参考)

「大和住銀 中国株式ファンド」および「大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)」は、「中国A株マザーファンド」、「大和住銀 中国株マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

中国A株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

| | (2023年9月11日現在) | (2024年3月11日現在) |
|----------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 28,892 | 36,408 |
| 金銭信託 | 624,373 | 164,012 |
| コール・ローン | 26,431,695 | 6,622,981 |
| 投資信託受益証券 | 247,555 | 229,744 |
| 投資証券 | 521,448,744 | 472,235,482 |
| 流動資産合計 | 548,781,259 | 479,288,627 |
| 資産合計 | 548,781,259 | 479,288,627 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 20,000,000 | - |
| その他未払費用 | 35 | - |
| 流動負債合計 | 20,000,035 | - |

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 負債合計 | 20,000,035 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 158,462,647 | 155,221,050 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 370,318,577 | 324,067,577 |
| 元本等合計 | 528,781,224 | 479,288,627 |
| 純資産合計 | 528,781,224 | 479,288,627 |
| 負債純資産合計 | 548,781,259 | 479,288,627 |

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日 |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | <p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | (2023年9月11日現在) | (2024年3月11日現在) |
|-----------------------|---|---|
| 1. 当計算期間の末日における受益権の総数 | 158,462,647口 | 155,221,050口 |
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 3.3369円 (1万口当たりの純資産額33,369円) | 1口当たり純資産額 3.0878円 (1万口当たりの純資産額30,878円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項 目 | (2024年3月11日現在) |
|--------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。 |

| | | |
|-------------|---------------|-------------|
| 派生商品評価勘定 | 148 | - |
| 未収配当金 | 789,894 | 46,083 |
| 流動資産合計 | 1,066,976,864 | 832,741,965 |
| 資産合計 | 1,066,976,864 | 832,741,965 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 104 | - |
| 未払解約金 | 39,640,277 | 1,992,055 |
| その他未払費用 | 104 | 33 |
| 流動負債合計 | 39,640,485 | 1,992,088 |
| 負債合計 | 39,640,485 | 1,992,088 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 595,218,986 | 495,098,893 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 432,117,393 | 335,650,984 |
| 元本等合計 | 1,027,336,379 | 830,749,877 |
| 純資産合計 | 1,027,336,379 | 830,749,877 |
| 負債純資産合計 | 1,066,976,864 | 832,741,965 |

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

| 項目 | 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日 |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | <p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2023年9月11日現在) | (2024年3月11日現在) |
|----|----------------|----------------|
|----|----------------|----------------|

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 当計算期間の末日における受益権の総数 | 595,218,986口 | 495,098,893口 |
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.7260円 (1万口当たりの純資産額17,260円) | 1口当たり純資産額 1.6779円 (1万口当たりの純資産額16,779円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (2024年3月11日現在) |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年9月11日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|---------|---------|-----------|---------|------|
| | | | うち 1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカ・ドル | 123,816 | - | 123,712 | 104 |
| | 小計 | 123,816 | - | 123,712 | 104 |
| | 売建 | | | | |
| | 香港・ドル | 123,816 | - | 123,668 | 148 |
| | 小計 | 123,816 | - | 123,668 | 148 |
| | 合計 | 247,632 | - | 247,380 | 44 |

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
- 2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(2024年3月11日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| (2023年9月11日現在) | |
|--------------------|--------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 698,878,890円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 116,485,807円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 220,145,711円 |
| 2023年9月11日現在の元本の内訳 | |
| 大和住銀 中国株式ファンド | 595,218,986円 |
| 合計 | 595,218,986円 |

| (2024年3月11日現在) | |
|--------------------|--------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 595,218,986円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 303,108円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 100,423,201円 |
| 2024年3月11日現在の元本の内訳 | |
| 大和住銀 中国株式ファンド | 495,098,893円 |
| 合計 | 495,098,893円 |

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

| | (2023年9月11日現在) | (2024年3月11日現在) |
|---------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 18,546,645 | 25,770,782 |
| コール・ローン | 785,138,645 | 1,040,649,054 |
| 特殊債券 | 1,649,276,097 | 1,423,630,850 |
| 社債券 | 901,436,100 | 1,101,045,700 |
| 未収利息 | 4,832,301 | 3,572,319 |
| 前払費用 | 1,484,775 | 305,800 |

| | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 流動資産合計 | 3,360,714,563 | 3,594,974,505 |
| 資産合計 | 3,360,714,563 | 3,594,974,505 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 1,908 | 7,222,083 |
| その他未払費用 | 7,467 | 3,063 |
| 流動負債合計 | 9,375 | 7,225,146 |
| 負債合計 | 9,375 | 7,225,146 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,311,931,172 | 3,535,823,390 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 48,774,016 | 51,925,969 |
| 元本等合計 | 3,360,705,188 | 3,587,749,359 |
| 純資産合計 | 3,360,705,188 | 3,587,749,359 |
| 負債純資産合計 | 3,360,714,563 | 3,594,974,505 |

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

| 項目 | 自 2023年9月12日 至 2024年3月11日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2023年9月11日現在) | (2024年3月11日現在) |
|-----------------------|---|---|
| 1. 当計算期間の末日における受益権の総数 | 3,311,931,172口 | 3,535,823,390口 |
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.0147円 (1万口当たりの純資産額10,147円) | 1口当たり純資産額 1.0147円 (1万口当たりの純資産額10,147円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (2024年3月11日現在) |
|----|----------------|
| | |

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券（特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| (2023年9月11日現在) | |
|--------------------------------------|----------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 3,074,725,234円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 4,700,426,421円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 4,463,220,483円 |
| 2023年9月11日現在の元本の内訳 | |
| S M B Cファンドラップ・日本バリュース株 | 984,252円 |
| S M B Cファンドラップ・J - R E I T | 984,252円 |
| S M B Cファンドラップ・G - R E I T | 93,018,163円 |
| S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド | 311,216,889円 |
| S M B Cファンドラップ・米国株 | 984,543円 |
| S M B Cファンドラップ・欧州株 | 89,718,432円 |
| S M B Cファンドラップ・新興国株 | 61,111,034円 |
| S M B Cファンドラップ・コモディティ | 30,882,058円 |
| S M B Cファンドラップ・米国債 | 136,874,567円 |
| S M B Cファンドラップ・欧州債 | 68,341,252円 |
| S M B Cファンドラップ・新興国債 | 54,958,024円 |
| S M B Cファンドラップ・日本グロース株 | 167,596,581円 |
| S M B Cファンドラップ・日本中小型株 | 27,029,827円 |
| S M B Cファンドラップ・日本債 | 964,891,078円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型） | 598,887円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型） | 606,168円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型） | 347,745円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型） | 619,829円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型） | 468,047円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型） | 886,592円 |
| エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド） | 178,824,766円 |

| | |
|----------------------------------|----------------|
| 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ） | 23,016,608円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型） | 354,941円 |
| 日本株厳選ファンド・円コース | 270,889円 |
| 日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース | 438,760円 |
| 日本株厳選ファンド・豪ドルコース | 679,887円 |
| 日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース | 9,783円 |
| 日本株225・米ドルコース | 49,237円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型） | 12,541,581円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型） | 4,566,053円 |
| カナダ高配当株ツイン（毎月分配型） | 433,260円 |
| 日本株厳選ファンド・米ドルコース | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・メキシコペソコース | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・トルコリラコース | 196,696円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型） | 25,219円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型） | 565,128円 |
| 世界リアルアセット・バランス（毎月決算型） | 466,767円 |
| 世界リアルアセット・バランス（資産成長型） | 598,196円 |
| 米国分散投資戦略ファンド（1倍コース） | 646,017,590円 |
| 米国分散投資戦略ファンド（3倍コース） | 426,315,886円 |
| 米国分散投資戦略ファンド（5倍コース） | 445,153円 |
| グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型） | 295,276円 |
| グローバルDX関連株式ファンド（資産成長型） | 1,968,504円 |
| 日興FWS・日本株クオリティ | 19,697円 |
| 日興FWS・日本株市場型アクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり） | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし） | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり） | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし） | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり） | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし） | 19,697円 |
| 日興FWS・日本債アクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり） | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし） | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり） | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし） | 19,697円 |
| 日興FWS・Jリートアクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり） | 19,697円 |
| 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし） | 19,697円 |
| 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 | 19,697円 |
| 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略 | 19,697円 |
| グローバル創薬関連株式ファンド | 984,834円 |
| 合計 | 3,311,931,172円 |

（2024年3月11日現在）

| | |
|-------------------|----------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 3,311,931,172円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 2,946,894,385円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 2,723,002,167円 |

2024年3月11日現在の元本の内訳

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| S M B Cファンドラップ・日本バリュー株 | 984,252円 |
| S M B Cファンドラップ・J - R E I T | 984,252円 |
| S M B Cファンドラップ・G - R E I T | 93,018,163円 |
| S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド | 311,216,889円 |
| S M B Cファンドラップ・米国株 | 984,543円 |
| S M B Cファンドラップ・欧州株 | 89,718,432円 |
| S M B Cファンドラップ・新興国株 | 61,111,034円 |
| S M B Cファンドラップ・コモディティ | 30,882,058円 |
| S M B Cファンドラップ・米国債 | 136,874,567円 |
| S M B Cファンドラップ・欧州債 | 68,341,252円 |
| S M B Cファンドラップ・新興国債 | 54,958,024円 |
| S M B Cファンドラップ・日本グロース株 | 167,596,581円 |
| S M B Cファンドラップ・日本中小型株 | 27,029,827円 |
| S M B Cファンドラップ・日本債 | 964,891,078円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型） | 598,887円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型） | 606,168円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型） | 347,745円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型） | 619,829円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型） | 468,047円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型） | 886,592円 |
| エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド） | 180,899,359円 |
| 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ） | 23,043,152円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型） | 354,941円 |
| 日本株厳選ファンド・円コース | 270,889円 |
| 日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース | 438,760円 |
| 日本株厳選ファンド・豪ドルコース | 679,887円 |
| 日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース | 9,783円 |
| 日本株225・米ドルコース | 49,237円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型） | 12,541,581円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型） | 4,566,053円 |
| カナダ高配当株ツイン（毎月分配型） | 433,260円 |
| 日本株厳選ファンド・米ドルコース | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・メキシコペソコース | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・トルコリラコース | 196,696円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型） | 25,219円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型） | 565,128円 |
| 世界リアルアセット・バランス（毎月決算型） | 466,767円 |
| 世界リアルアセット・バランス（資産成長型） | 598,196円 |
| 米国分散投資戦略ファンド（1倍コース） | 907,536,707円 |
| 米国分散投資戦略ファンド（3倍コース） | 386,587,850円 |
| 米国分散投資戦略ファンド（5倍コース） | 445,153円 |
| グローバルD X関連株式ファンド（予想分配金提示型） | 295,276円 |
| グローバルD X関連株式ファンド（資産成長型） | 1,968,504円 |
| 日興FWS・日本株クオリティ | 19,697円 |
| 日興FWS・日本株市場型アクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり） | 19,697円 |

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・日本債アクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・Jリートアクティブ | 19,697円 |
| 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり) | 19,697円 |
| 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし) | 19,697円 |
| 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 | 19,697円 |
| 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略 | 19,697円 |
| グローバル創薬関連株式ファンド | 984,834円 |
| 合計 | 3,535,823,390円 |

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】

資本金の額および株式数

2024年3月29日現在

| | |
|--------------|-------------|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024年3月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

| | 本数(本) | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 685 | 12,568,560 |
| 単位型株式投資信託 | 94 | 660,549 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 25,689 |
| 単位型公社債投資信託 | 157 | 248,446 |
| 合計 | 937 | 13,503,245 |

（3）【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

| | | |
|------------|---|-------------|
| 現金及び預金 | | 71,777,366 |
| 金銭の信託 | | 12,836,073 |
| 顧客分別金信託 | | 300,049 |
| 前払費用 | | 544,624 |
| 未収委託者報酬 | | 13,133,566 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,879,922 |
| 未収投資助言報酬 | | 463,644 |
| 未収収益 | | 67,881 |
| その他 | | 193,812 |
| 流動資産合計 | | 102,196,941 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,897,269 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | | 2,893,139 |
| 顧客関連資産 | | 10,388,702 |
| その他 | | 2,893,330 |
| 無形固定資産合計 | | 16,175,172 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 9,623,355 |
| 関係会社株式 | | 1,927,221 |
| 繰延税金資産 | | 128,142 |
| その他 | | 1,543,634 |
| 貸倒引当金 | | 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 13,201,604 |
| 固定資産合計 | | 31,274,046 |
| 資産合計 | | 133,470,988 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | | 2,070 |
| 顧客からの預り金 | | 11,882 |
| その他の預り金 | | 161,963 |
| 未払金 | | 6,019,407 |
| 未払費用 | | 6,744,050 |
| 未払法人税等 | | 3,908,872 |
| 前受収益 | | 21,118 |
| 賞与引当金 | | 2,110,575 |
| 資産除去債務 | | 13,940 |
| その他 | 2 | 623,468 |
| 流動負債合計 | | 19,617,350 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | | 1,172 |
| 退職給付引当金 | | 5,235,679 |
| 固定負債合計 | | 5,236,852 |
| 負債合計 | | 24,854,202 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | | |

| | |
|--------------|-------------|
| 利益準備金 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 24,226,602 |
| 利益剰余金合計 | 24,510,847 |
| 株主資本合計 | 108,606,793 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 9,992 |
| 評価・換算差額等合計 | 9,992 |
| 純資産合計 | 108,616,786 |
| 負債純資産合計 | 133,470,988 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| | | 第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) | |
|--------------|---|---|------------|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | | 33,390,366 |
| 運用受託報酬 | | | 4,611,539 |
| 投資助言報酬 | | | 646,058 |
| その他の営業収益 | | | 137,072 |
| 営業収益計 | | | 38,785,036 |
| 営業費用 | | | 26,393,207 |
| 一般管理費 | 1 | | 10,162,729 |
| 営業利益 | | | 2,229,099 |
| 営業外収益 | 2 | | 11,280,120 |
| 営業外費用 | 3 | | 51,894 |
| 経常利益 | | | 13,457,325 |
| 特別利益 | 4 | | 14,096,622 |
| 特別損失 | 5 | | 358 |
| 税引前中間純利益 | | | 27,553,589 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 5,843,255 |
| 法人税等調整額 | | | 716,591 |
| 法人税等合計 | | | 5,126,663 |
| 中間純利益 | | | 22,426,926 |

(3)中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|---------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-------------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 繰越利益 剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,391,568 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 1,591,892 |
| 中間純利益 | | | | | | 22,426,926 |

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

| 第39期中間会計期間 (2023年9月30日) | |
|---|--|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額 | 1,963,152千円 |
| 2.消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。 |
| 3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 | |
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | - |
| 差引額 | 10,000,000千円 |

(中間損益計算書関係)

| 第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) | |
|--|--------------|
| 1.一般管理費のうち主要なもの | |
| のれん償却費 | 152,270千円 |
| 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 155,138千円 |
| 無形固定資産 | 1,475,775千円 |
| 2.営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 11,020,394千円 |
| 投資有価証券売却益 | 2,513千円 |
| 金銭の信託運用益 | 190,497千円 |

活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|----------------|------------|-----------|---------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 33,390,366 | 4,611,539 | 646,058 | 137,072 | 38,785,036 |

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| 第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) | |
|---|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 3,206円86銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 662円14銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | |

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監

査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀 中国株式ファンドの2023年9月12日から2024年3月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀 中国株式ファンドの2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月12日から2024年3月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月11日をもって終了した前計算期間の中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年5月30日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年5月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）の2023年9月12日から2024年3月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）の2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月12日から2024年3月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2023年9月11日をもって終了した前計算期間の中間計算期間（2022年9月13日から2023年3月12日まで）に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2023年5月30日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する

内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。